

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第91号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改正後	改正前
目次 第1章～第8章 略 第9章 職員組織（ <u>第22条・第23条</u> ） 第10章 雑則（ <u>第24条</u> ） 附則 （入学前の既修得単位の認定） 第8条 略 2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、学校に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位について、別表第1に定める基礎分野の教育内容に相当するものとして校長が別に定めるものに該当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したのものとして認定することができる。 （授業料の納付） 第18条の2 略 2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場	目次 第1章～第8章 略 第9章 <u>寄宿舎（第22条）</u> 第10章 職員組織（ <u>第23条・第24条</u> ） 第11章 雑則（ <u>第25条</u> ） 附則 （入学前の既修得単位の認定） 第8条 略 2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、学校に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位（ <u>社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。</u> ）について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したのものとして認定することができる。 （授業料の納付） 第18条の2 略 2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場

合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日の属する月の翌月の末日までに納付しなければならない。

第21条 略

第9章 略

(職員)

第22条 略

(会議)

第23条 略

第10章 略

(委任)

第24条 略

合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。

第21条 略

第9章 寄宿舍

第22条 学校に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に入舎しようとする者は、入舎願(様式第8号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第10章 略

(職員)

第23条 略

(会議)

第24条 略

第11章 略

(委任)

第25条 略

様式第8号(第22条関係)

入舎願

職 氏名 様

下記の理由により寄宿舍に入舎したいので、許可して下さるよう保証人と連署してお願いします。

年 月 日

本 人 氏 名 ④

保証人 住 所

氏 名 ④

保証人 住 所

氏 名 ④

	記	
	理由	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。